

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森第二高等養護学校

目 次

1 本校のいじめ防止基本方針	P 1
2 いじめとは	P 1
(1) いじめの定義	
(2) いじめに対する基本的な考え方	
(3) いじめの構造と動機	
(4) いじめの態様	
(5) いじめられている生徒の気持ち	
(6) いじめている生徒の気持ち	
3 いじめ防止の指導体制・組織的対応	P 2
(1) 日常の指導体制	
(2) 緊急時の組織的対応	
(3) 学校いじめ防止プログラム	
4 いじめ防止のための対策	P 2
(1) 学習指導の充実	
(2) 学級経営、特別活動、道徳教育の充実	
(3) 教育相談の充実	
(4) 人権教育の充実	
(5) 情報教育の充実	
(6) 教職員の共通認識	
(7) 寄宿舎・保護者・地域・関係機関との連携	
5 いじめの早期発見のための手立て	P 3
(1) 複数の教職員によるいじめの発見	
(2) 家庭でのサインによる発見	
(3) 相談体制の整備	
(4) 定期的調査の実施	
(5) 情報の共有と共通理解	
(6) いじめ早期発見のためのチェックリスト	
6 いじめへの対応	P 4
(1) 生徒への対応	
(2) 保護者への対応	
(3) 関係機関との連携	

7 ネットいじめへの対応	P 6
(1) ネットいじめとは	
(2) ネットいじめの予防	
(3) ネットいじめへの対応	
8 いじめの解消	P 7
9 重大事態への対応	P 7
(1) いじめを起因とする重大事態とは	
(2) 重大事態時の報告・調査協力	
10 評価	P 8
別紙1 日常の指導体制	P 9
別紙2 緊急時の組織的対応	P 10
別紙3 学校でのサイン	P 11
別紙4 家庭でのサイン	P 12
別紙5 アンケート	P 13
別紙6 いじめ早期発見のためのチェックリスト	P 14
別紙7 学校いじめ防止プログラム	P 16
別紙8 いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合の対応	P 18

1 本校のいじめ防止基本方針

本校は、軽度の知的障害がある生徒が在籍し、生徒個々の障害の程度は様々である。障害特性によるコミュニケーションや人間関係の未熟さに起因して、生徒間で上下関係ができてしまい、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介した誹謗中傷、暴力行為等に及ぶいじめにつながる可能性がある。

そこで、生徒が意欲をもって充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、生徒が明るく安心できる学校づくりに努めていじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するため、「学
校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

(定義)

この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】 ※条文の「児童等」を「生徒」と読み替えている

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識
- ②「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識
- ③「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用となったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機は、競争的価値観によるストレス等に起因し、以下のことが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い人側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のことなどが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをさせられる、など。

(5) いじめられている生徒の気持ち

いじめられている生徒の気持ちとして以下のことが考えられる。

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)
- ・さらにいじめられるのではないかなど不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多い。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの生徒に向けることがある。

(6) いじめている生徒の気持ち

いじめている生徒の気持ちとして以下のことが考えられる

- ・いじめの深刻さを認識しないまま、からかいやいたずらなどの遊び感覚で行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するため、日常の指導体制を以下のとおりとする。

- ・・・別紙1 「校内いじめ対策委員会の設置」

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

- ・・・別紙2 「青森県立青森第二高等養護学校いじめ対策委員会の設置」

(3) 学校いじめ防止プログラム（別紙7）

年間の教育活動全体を通じた学校いじめ防止プログラムを定め、体系的・計画的にいじめ防止に資する多様な取組を行う。

4 いじめ防止のための対策

いじめの問題への対応では、いじめの防止に向けた対策が求められる。学校においては教育活動全体を通して、生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所や場面を提供し、生徒自身が主体的に取り組んだり、共同的な活動を体験したりして、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。また、生徒が「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解し、人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権意識の高揚を図る必要がある。

(1) 学習指導の充実

- ①学びに向かう集団づくり、意欲的に取り組む授業づくり
- ②規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ③コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 学級経営、特別活動、道徳教育の充実

- ①ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりをめざした活動
- ②ボランティア活動、交流活動、集団的体験活動の充実
- ③生徒によるいじめ防止に関する取組

(3) 教育相談の充実

- ①学級担任による面談（定期的、適宜）
- ②学級担任以外による面談（生徒の希望、養護教諭、寄宿舎指導員等）
- ③外部の相談機関の紹介

(4) 人権教育の充実

- ①生命尊重の精神を養う授業の実施
- ②いじめに関する講話の実施
- ③学校だより、生徒指導だより等による啓発

(5) 情報教育の充実

- ①情報モラル教育の充実
- ②SNSやインターネット上のトラブルに関する情報提供、啓発

(6) 教職員の共通認識

- ①校内研修の実施

(7) 寄宿舎・保護者・地域・関係機関との連携

- ①寄宿舎との定期的または適宜な会議による情報交換及び共通認識
- ②PTAの各種会議や保護者会等における講話の実施、情報提供、意見交換
- ③保護者研修会の開催
- ④ホームページや学校だより等を活用した広報活動
- ⑤地域との交流活動
- ⑥入所施設等との連携

5 いじめの早期発見のための手立て

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。日頃から生徒の言動に留意し、何らかのいじめのサインを見逃さないようにすることが重要である。

(1) 複数の教職員によるいじめの発見

- ①多くの教職員による様々な教育活動、寄宿舎生活を通した生徒とのかかわりからの発見
- ②休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見
- ③学校でのサインによる発見（別紙3）

(2) 家庭でのサインによる発見（別紙4）

(3) 相談体制の整備

- ①相談窓口の設置・周知（養護教諭、ハートフルリーダー等の活用）
- ②相談機関に関する情報提供、活用、連携

(4) 定期的調査の実施（別紙5）

- ①生徒へのアンケートの実施（5月、8月、10月、1月）
- ②アンケート実施後の面談（全生徒）

(5) 情報の共有と共通理解

- ①報告経路の明示、徹底
- ②アンケートの集計結果の公表
- ③職員会議や校内いじめ対策委員会での情報共有

(6) いじめ早期発見のためのチェックリスト（別紙6）

6 いじめへの対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に動くことが大切である。一人で抱え込んだり、対応の要不要を個人で判断したりせず、学年や学校全体で解決に向け組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む指導計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の立場に立って苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を示しながら継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

【具体的な対応】

- ・事実を確認するとともに、つらい現在の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・医療や外部機関との連携や、スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S SW）の派遣等について考慮する。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度を保ちながらも、いじめている生徒の内面を理解するとともに、人格の成長を促す指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

【具体的な対応】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・相手の立場に立って考えたり、他人の痛みや生命の重さに気が付いたりできるような指導を行う。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることを認識して十分に反省したことを確認した後、立ち直りについて支援する。

③関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしたたりする集団に対しても、いじめの重大さに気付き、問題を解消しようとする態度を育成することが大切である。

- ・自分の問題としてとらえさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

【具体的な対応】

- ・いじめられた生徒の心の痛みについて、自分に置き換えて考えさせる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定し助長していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・相手の立場に立って考えたり、他人の痛みや生命の重さに気が付いたりできるような指導を行う。
- ・事例をもとにいじめについて話し合い、自分たちができるいじめ防止の方法について考えさせる。

(2) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたあるいは発見した事柄には複数の教職員で対応し、問題解決に向けて学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・丁寧に説明し、相手の話をじっくりと聞く。
- ・生徒、保護者の心の痛みに理解を示す。
- ・秘密を守ること、解決に向けて努力することを伝える。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

【具体的な対応】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を正確に伝え、事の重大さを認識させるとともに、生徒の立ち直りに向けて学校は全力を尽くすことを伝え、家庭の協力を依頼する。

- ・保護者の心情に配慮しながら丁寧に説明し、相手の話をじっくりと聞く。
- ・解決と生徒の立ち直りに向けて努力することを伝える。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

【具体的な対応】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させる。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝え、原因や背景等について話し合う。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- ・解決や生徒の立ち直りには家庭の協力が欠かせないことを説明し、気づいたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教職員が調整役となり、解決に向けて話し合いや助言等を行う。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・生徒の人格の成長や将来が一番大切であることを伝えながら、協力を依頼する。
- ・管理職が対応することが有効となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

(3) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒の支援・指導や、保護者の対応方法についての助言
- ・関係機関との連絡調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合の対応
- ・犯罪等の違法行為がある場合の対応

※青森県教育委員会と青森県警察本部との連携

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・生徒の家庭生活、環境等の状況把握に関する助言

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

SNSやインターネット上において、特定の生徒についての誹謗中傷を書き込む、特定の生徒を仲間外れにする、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、特定の生徒の個人情報や画像などを許可なく掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為となることもある。

(2) ネットいじめの予防

①保護者の啓発

- ・フィルタリング、通話・通信の限度額の設定
- ・スマートフォン、携帯電話、パソコン及び通信機能があるゲーム機等の使用に関する家庭での約束、見守り
- ・講話や研修会の実施、学校だより等における情報提供

②情報教育の充実

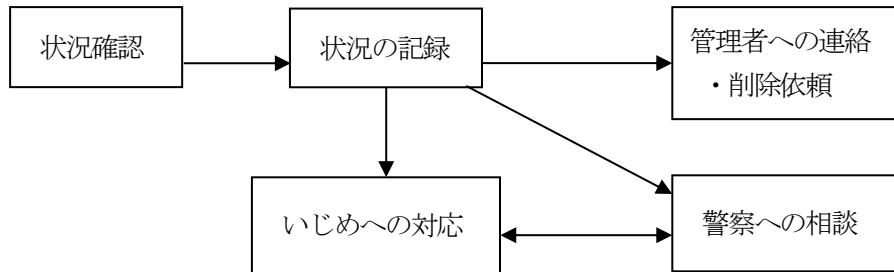
- ・スマートフォン等使用に関するルールの徹底
- ・情報モラル教育の継続
- ・講話の実施、リーフレットやポスター、生徒指導だより等による情報提供及び啓発
- ・ホームルーム活動等における事例研究

(3) ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールからの情報

②不当な書き込みへの対応



8 いじめの解消

いじめの解消は、「いじめに係る行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が、3か月以上止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすことによって判断する。

いじめが「解消している」状態はあくまで一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察を継続していく。

また、いじめが解消したことについても、忘れずに（特に年度をまたぐ場合）県教育委員会に報告する。

9 重大事態への対応

(1) いじめを起因とする重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日以上の場合
- ・一定期間連続して欠席している場合

(2) 重大事態時の報告・調査協力

①生徒または保護者から重大な被害が生じたという申し出があったときは、学校で「いじめによるない」、「重大事態ではない」と独断せず、調査・報告する。

②重大事態が発生した場合は、ただちに県教育委員会に報告するとともに、調査にあたっては、県教育委員会の指導・助言を仰ぐ。

③学校が主体となって調査をするとときは、「青森県立青森第二高等養護学校いじめ対策委員会」を中心に行う。県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織が調査するときには、組織や外部機関に協力する。

④調査結果が学校に不利であった場合も、隠したりせずに事実と向き合い、被害を受けた生徒や保護者に誠意をもって報告するとともに、再発の防止に努める。

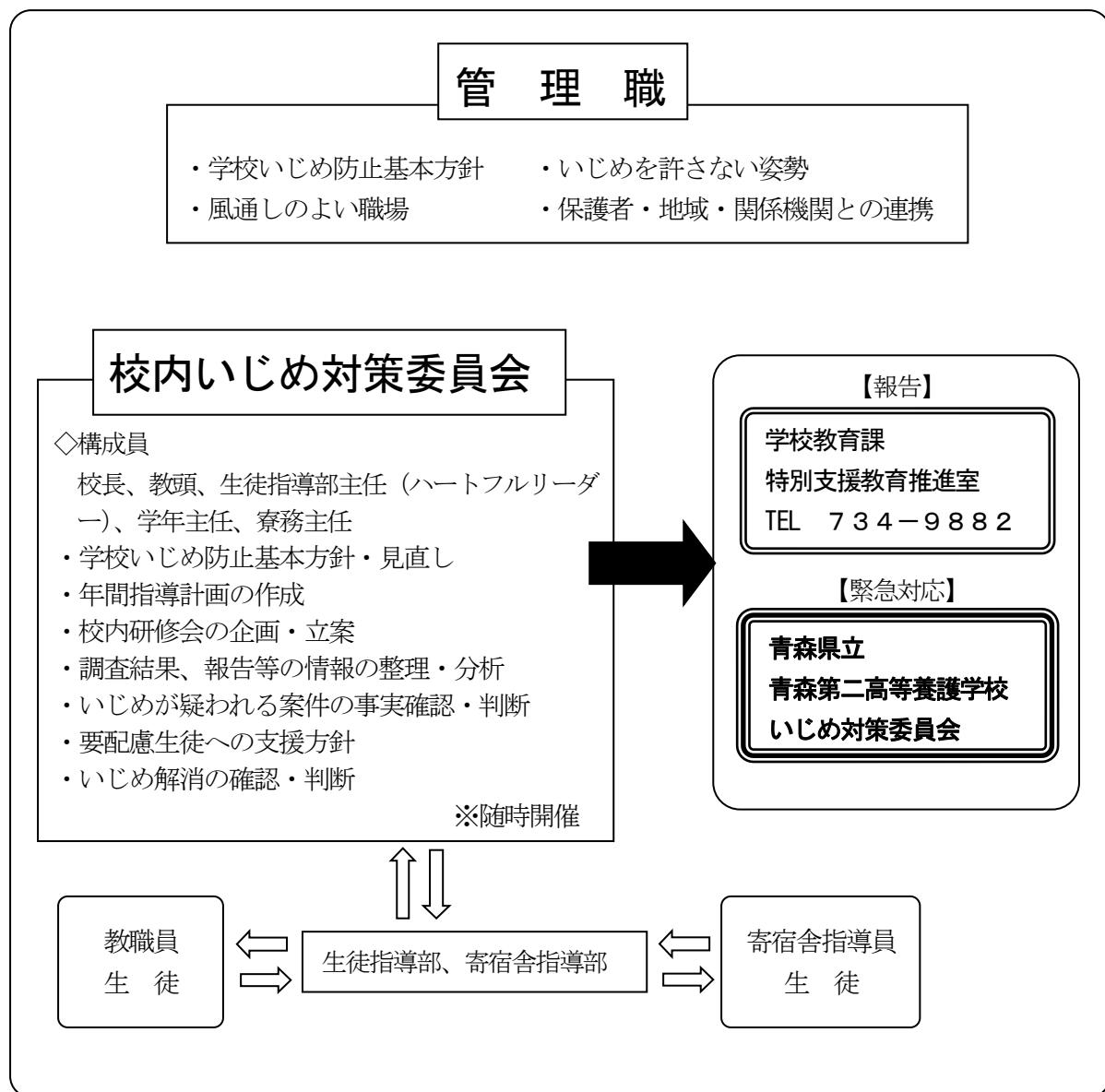
- ⑤情報発信や報道対応については、個人のプライバシーに配慮しながら慎重に行う。
- ⑥再調査については、県教育委員会の指示に従う。

10 評価

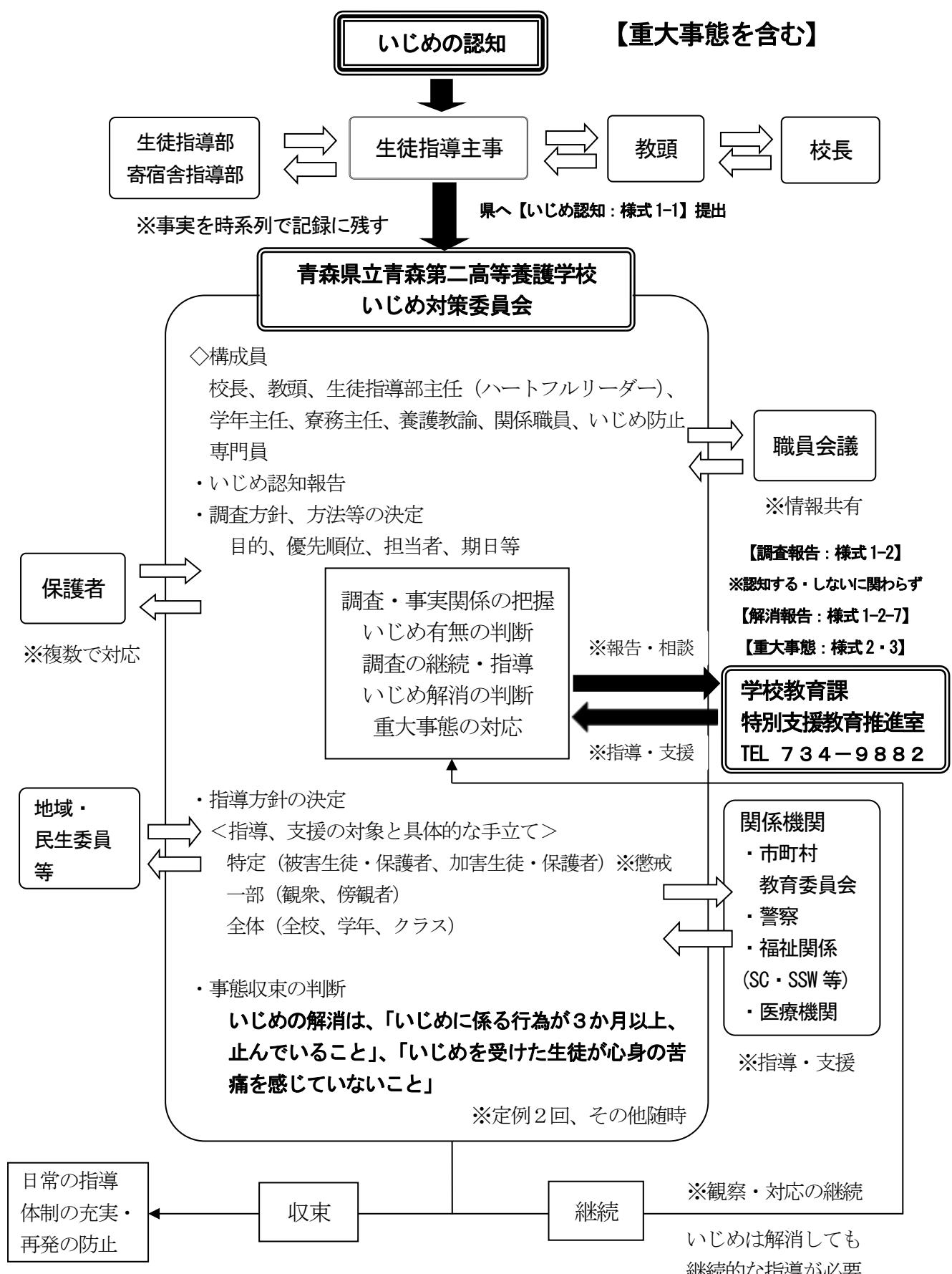
学校評価の項目に次の内容を加え、「学校いじめ防止基本方針」が機能しているかどうかについて評価し、取組の改善につなげる。

- ①いじめや問題行動等の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めるとともに、家庭や関係機関と連携して、組織的な取組を行っている。
- ②定期あるいは必要に応じて教育相談を実施するなど、生徒との意思疎通を図っている。
- ③自他の理解を深め、円滑な人間関係を構築することで、積極的、協同的に集団活動へ参加できる能力の向上に努めている。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。いろいろな場面において複数の目で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のS.H.R	①遅刻や欠席が増え、理由を明確に言わない。 ②教職員と視線が合わず、うつむいている。 ③体調不良を訴えることが増える。 ④提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ⑤担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。
授業中	①保健室・トイレに行くようになる。 ②教材等の忘れ物が多くなる。 ③机周りが散らかっている。 ④決められた座席と異なる席に着いている。 ⑤教科書やノートに汚れや落書きがある。
休み時間等	①からかいやいたずらをされている。 ②無視されている。 ③昼食を自分の席で食べない。 ④用のない場所にいる。 ⑤ふざけ合っていても表情がさえない。 ⑥衣服が汚れていったり、あざや擦り傷があつたりする。 ⑦一人で清掃している。
放課後等	①慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ②持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。 ③一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを取って状況を確認する。

サイン
①仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
②教職員が近づくと、不自然に分散する。
③特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
④自己中心的な言動が目立つ、ボス的存在の生徒がいる。
⑤後片付けや係の仕事を肩代わりさせている。
⑥プロレスの技をかけたり、度の過ぎたからかいをしたりしている。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなどし、サインを見逃さないようにする

サイン
①特定の生徒の名前が多く聞かれたり、嫌なあだ名が聞こえたりする。
②席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
③集団で特定の生徒を無視している様子がある。
④筆記用具等の貸し借りが多い。
⑤壁や机等にいたずらや落書きがされている。
⑥机や椅子、教材等が乱雑になったり、破損したりしている。

家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

いじめられているサイン	
登校前	①朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ②登校時刻になると体調不良を訴える。 ③食欲がなくなったり、黙って食べたりする。
下校後	④表情が暗くなり、学校や友人のことを話さなくなる。 ⑤友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ⑥ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。 ⑦受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ⑧不審な電話やメールがある。 ⑨スマホやパソコンをいつも気にしている。 ⑩遊ぶ友人が急に変わる。 ⑪親しい友人が遊びに来ない。遊びに行かない。 ⑫帰宅時間が遅い。呼び出される。 ⑬部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ⑭理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ⑮理由のはっきりしないあざや擦り傷がある。 ⑯持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
その他	⑰寝付きが悪く、よく眠れていらない。 ⑱学習時間が減る。成績が下がる。 ⑲家庭の品物、金銭がなくなる。 ⑳大きな額の金銭を欲しがる。

いじめているサイン	
①言葉遣いが荒くなる。 ②言うことを聞かなくなる。 ③人をばかにするような発言をするようになる。 ④買った覚えのない物を持っている。 ⑤与えた以上のお金を持っている。 ⑥お小遣いでは買えないような物を持っている。 ⑦遊ぶ友人が急に変わる。 ⑧外出が増える。 ⑨隠れてメールや電話をしている。	

あなたからのメッセージ 質問内容

1. クラス
2. 氏名
3. 学校で元気に過ごせていますか？
4. 変なあだ名を付けられたり、変な呼び方をされたりする。
5. 悪口や嫌なことを言われる。
6. 仲間はずれや無視をされる。
7. わざとぶつかれたり、けられたりする。
8. お金を取りられたり、おごるように言われたりする。
9. 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。
10. 危険なことをされたり、させられたりする。
11. スマートフォンやSNSを使って悪口を書かれたり、嫌なことをされたりする。
12. 自分の周りで嫌がることをされている人を見た、あるいは聞いたことがある。
13. 後ほど先生方との面談を実施します。誰と面談を希望しますか？希望する先生がいれば、名前を書いてください。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

1 学級担任・教科担任として、学級経営・教科指導を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒たちでも、いじめが起きやすい雰囲気の学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。

学級担任・教科担任として、日々の学級経営・教科指導を見直す機会としてください。

【教師の言動】

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒のよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争心をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話するなど、どの生徒ともかかわり合いをもっている。
- 教職員自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしていない。

【授業時間・学級活動】

- 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- 始礼、終礼がきちんとできている。
- リーダーに協力する支援体制ができている。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

2 いじめが起こりやすい・起こっている集団かどうかのチェックリスト

いじめは早期発見が大切です。少しでも兆候があつたら早めに手立てを講じましょう。

【活動の様子・雰囲気】

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- グループ分けすると特定の生徒が残る。
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。

3 いじめられている生徒かどうかのチェックリスト

いじめは早期発見が大切です。少しでも兆候があったら早めに手立てを講じましょう。

【日常の行動・表情の様子】

- わざとらしくはしゃいでいる。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 下を向いて視線を合わせないようにしている。
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- おどおど、にやにや、にたにたしている。
- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻・欠席が多くなる。
- 時々涙ぐんでいる。

【授業中・休み時間】

- 発言すると友達から冷やかされる。
- 班編成の時に孤立しがちである。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 教職員がほめると冷やかしたり、陰口を言われたりする。
- 一人でいることが多い。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 教職員のそばにいたがる。

【昼食時】

- 好きなものを他の生徒にあげる。
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする。
- 他の生徒の机から机を少し離している。
- 食べものにいたずらされる。

【清掃時】

- いつも雑巾掛けやゴミ捨ての当番になっている。
- 一人で離れて掃除をしている。

【その他】

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。

学校いじめ防止プログラム（年間指導計画）

月	いじめ対策委員会 生徒指導部等	学校・寄宿舎・生徒会 行事等	各学年・教科等の学習	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に係る方針、計画、対応マニュアル等の共通理解 ・生徒に関する情報交換 ・学舎指導部確認会議 ○青森県立青森第二高等養護学校いじめ対策委員会① <ul style="list-style-type: none"> ・方針と状況 ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関するオリエンテーション ・連休中の注意 ○保護者懇談会① <ul style="list-style-type: none"> ・方針、計画等の説明 ・学校生活、スマートフォンの使用、連休中に関するお願い 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式・始業式 ○生徒会行事 <ul style="list-style-type: none"> ・対面式 ・生徒会総会 ○寄宿舎行事 <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・みつわ会歓迎会 ○さわやか挨拶運動① 	<ul style="list-style-type: none"> ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級の人間関係づくり ○各学級 <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 ○1年 <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流 ・学校生活のルール ○2年 <ul style="list-style-type: none"> ・奉仕活動 ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・授業を通じた交流活動（通年） ・道徳科の授業（通年） ・自己理解、他者理解、情報モラル（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○通年 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会いじめ防止活動 ・委員会活動 ・部活動 ・個別面談 ・校内巡回
5	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケート集計、公表 ・校内いじめ対策委員会（アンケート結果について） ・生徒指導だよりの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査① ○さわやか挨拶運動② ○寄宿舎行事 <ul style="list-style-type: none"> ・みつわ会総会 ○進路指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・現場実習全校壮行会 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学級 <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談（全生徒） ○各学年 <ul style="list-style-type: none"> ・現場実習学年壮行会 ○3年 <ul style="list-style-type: none"> ・松風塾高校との交流 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導だよりの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○進路指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・現場実習全校報告会 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学年 <ul style="list-style-type: none"> ・現場実習学年報告会 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の注意 ○保護者懇談会② <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業に関するお願い ・スマートフォン等使用に関する留意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○二高養祭 ○青森県特別支援学校総合スポーツ大会 ○校内スポーツ大会 ○さわやか挨拶運動③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学級 <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の家庭訪問・電話等による様子確認（必要に応じて） 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 ・生徒指導だよりの発行 ・服装の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査② ○さわやか挨拶運動④ 		↓

9	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケート集計、公表 ○SNS非行防止教室 (青森県警・県教委) 	<ul style="list-style-type: none"> ○進路指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・現場実習全校壮行会 ・現場実習全校報告会 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学級 <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 (全生徒) ○各学年 <ul style="list-style-type: none"> ・現場実習学年壮行会 ・現場実習学年報告会 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導だよりの発行 		<ul style="list-style-type: none"> ○1・2年 <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定・発表会 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットトラブルに関する講話 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能検定・発表会 ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年 <ul style="list-style-type: none"> ・松風塾高校との交流 ○2年 <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行 ○3年 <ul style="list-style-type: none"> ・遠足 		
12	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケート集計、公表 ・生徒指導だよりの発行 ・長期休業中の注意 ○保護者懇談会③ <ul style="list-style-type: none"> ・状況報告、講話 ・長期休業に関するお願い、確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙管理委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員選挙 ○寄宿舎行事 <ul style="list-style-type: none"> ・リングリングフェスタ 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学級 <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 (全生徒) ○2年 <ul style="list-style-type: none"> ・松風塾高校との交流 		
1	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 ○生徒指導部 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導だよりの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査④ ○さわやか挨拶運動⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケート集計・公表 ○職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会行事 <ul style="list-style-type: none"> ・卒業を祝う会 ○寄宿舎行事 <ul style="list-style-type: none"> ・みつわ会役員改選 ・みつわ会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学級 <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 (全生徒) 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ○青森県立青森第二高等養護学校いじめ対策委員会② <ul style="list-style-type: none"> ・まとめと課題 ○生徒指導 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導だよりの発行 ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○退舎式 ○卒業式 ○寄宿舎行事 <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ○修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ○全学年 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の反省と次年度への課題 		

別紙8

いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合

- (1) 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することが必要。

いじめの態様 (※)	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第 208 条)	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第 204 条)	第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第 208 条)	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。 事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第 176 条)	第 176 条 13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人

		<p>にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p> <p>事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</p>
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第 235 条)	<p>第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>事例：教科書等の所持品を盗む。</p>
	器物損壊等 (刑法第 261 条)	<p>第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>事例：自転車を故意に破損させる。</p>
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫 (刑法第 222 条)	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</p>
	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第 222 条)	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>
	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち</p>

		悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	<p>第7条 (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)</p> <p>5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略)</p> <p>6 (略)</p> <p>事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。</p>